

改正

令和4年3月18日教委規則第1号

鮫川村高校生通学支援金支給条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、鮫川村高校生通学支援金支給条例（平成28年鮫川村条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支援金の申請)

第2条 条例第3条に規定する支給措置を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高校生通学支援金支給申請書（様式第1号）及び別に定める添付書類（以下「申請書類等」という。）を村長に提出しなければならない。

(申請内容の変更)

第3条 前条に定める申請書類等の内容に変更を生じた場合は、高校生通学支援金変更届（様式第2号）を速やかに村長に届け出なければならない。

(支援金の支給決定)

第4条 村長は、第2条に規定する申請書類等の内容が適正であると認めたときは、高校生通学支援金支給決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(支援金の請求)

第5条 前条の支給決定に伴い支援金の支給を受けようとする者は、高校生通学支援金支給請求書（様式第4号）を村長に提出しなければならない。

(支援金の支給)

第6条 村長は第4条の規定により支給を決定した時は、申請者が指定した金融機関に、口座振込により支援金を支給するものとする。ただし、村長が当該支払方法により難しいと認める申請者については、この限りでない。

2 支援金は、当該年度の4月から7月分を第1期として5月末日までに、8月から11月分を第2期として9月末日までに、12月から3月分を第3期として1月末日までに支給するものとする。

3 村長は、支援金の支給を行う場合には、高校生通学支援金支給通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(資格の喪失)

第7条 村長は、次の各号に該当した場合は、年度の途中であっても支給決定を取り消し、費用を返還させることができる。

(1) 支援金の支給について、支給対象者から辞退する旨の申出があったとき。

(2) 条例に違反したとき。

(3) その他不正があったと村長が認めたとき。

(支援金の返還)

第8条 村長は、前条の規定により支援金の全部又は一部の返還を決定したときは、高校生通学支援金支給決定取消通知書（様式第6号）により、期限を定めて申請者に通知する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月18日教委規則第1号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。